

日光輪王寺蔵諸事表白の成立について

山 本 真 吾

一、はじめに

日光山の古刹、輪王寺の慈眼堂経蔵、所謂天海蔵に伝来の諸事表白一帖は、『日光山「天海蔵」主要古書解題』に拠れば、

○鎌倉時代写本。綴葉装。每半葉七行、仮名交り。字面高さ約六寸七分。末欠。左小口に「応永廿六天七月□〔四カ〕日」の墨書がある。(中略)本書の表白は普通の形式的な漢文でなく、仮名交りで、実際の法会の際の如くに、日・支・天竺の説話を例話として取り入れてある。そこで、新発見の説話文学としてばかりでなく、数少ない鎌倉時代の国語資料としても、又当時の法会の実状を知る資料としても貴重である。

と紹介されている如く、今後、国文学・国語史学・仏教史学等の諸

方面にわたって、豊富な研究材料を提供すると考えられる好資料である。国語史料としての本書の研究には、既に小林芳規博士の御論があり、^(註1)中世語・東国語事象に関する内容を中心に、詳細に説いていられる。

今後は、更に、鎌倉時代語全体の中での位置付けや諷誦文類、特に表白文の文章史の上に本資料を定位させるといった課題が残されているように思う。又、説話文学・仏教史学の資料としての研究は、未だ全く手つかずの状態であり、この方面でも大いに開拓の余地が残っていることも留意されてよい。

ところが、かかる貴重な文献資料でありながら、本書は巻尾を欠いていて、書写識語が見られないこともあり、その成立事情については不明のまま今日に至っている。

そこで、小稿では、本書の基礎的研究の一として、成立に関わる諸問題について考察しようとするものである。具体的には、その成

立年代、作者・編者、成立の背景といったことについて、内部徴証などを手がかりに能う限り推定しようとするものである。

以下、本文は、此の度翻刻され、その全文が公になった『統天台宗全書 法儀1』（春秋社、平成八年三月十七日発行、以下に示す所在は、本書の頁数及び上下段の別）に依拠しつつ、かつて小林博士のご厚意により借覧した本書の紙焼写真（仮名の大小、声点などはこれに拠った）をも参照して考察・引用することとする。

二、構成と成立年代

本書の構成は、次の通りであつて、都合九篇の文章を収録する。

（表1）『諸事表白』の構成

通し番号	標 題	所 在	年 紀（西暦）
(一)	諸事表白	五七七上	
二	施主分 大般若	五七七下	正治二年（二〇〇）三月廿五日
三	仙雲法印五七日不動	五八〇下	建永第二之歳（二〇七）季夏六日
四	小林 表白	五八六上	建仁第二之歳（二〇三）中呂四月之候下旬廿八日
五	熊野殿中陰	五九五下	
六	南岸堂 法用開眼	六〇五下	建永二年（二〇七）之天仲秋晦
七	施主分	六一二下	
八	一周忌表白	六一四下	
九	地蔵	六一七下	

右のように、各種の法要供養の表白を収めており、(一)を除く

各篇の表白の冒頭部には、右肩にこの通し番号が二・九と付されている。このうち、第二・第三・第四・第六篇の表白文には年紀が示されており、最も古いものが第二篇の正治二年（二〇〇）であり、新しいものでも第三篇・第六篇の建永二年（二〇七）と接近しており、いずれも鎌倉時代初期の年号であることが知られる。

本書の諸篇について、その内容を略説すれば、おおよそ以下の如くである。

第一篇は、「諸事表白」と題して始まるもの（但し、これは本書全体の内題に相当すると見られる。「諸事」すなわち諸法会、の表白文の集という意か）、現世の無常の世から離れ、病を圧して仏道に赴かんとする思いが、法華経の文言を交え、対句仕立の文章で綴られる。

第二編は、「施主分 大般若 正治二年三月二十五日 去年逝去貴女也」で始まる。標題に示すように、正治二年に、六十歳余りで亡くなった貴き女性の追善法要に際して草された「施主分」である。

施主分とは、施主（法会の主宰者）の信仰心の深甚にしてその功德利益の大なるべきことを称賛する文章を特立したものであるが、当該篇は、生前から仏像も経巻（大般若経）も整えて法要供養の準備をしていたが突如逝去した貴き女性の菩提を弔う法会において、この貴女の功德の絶大なることを説いた文章である。

第三篇は、標題に「仙雲法印 五七日 不動」とある箇所から始

まる。これは、後述の如く、建永二年五月一日に亡くなった天台僧仙雲法印の五七日追善供養に際して、不動明王を本尊として行なった法会のものである。冒頭「恭敬〇云々」より、「具々旨奉^ル任^ニ三寶^ノ知見^ニ」までが、表白文である。ここから改行して、続く「此ノ尊^ヲ五大明王之上首^ト」より「聖靈ノ得脱無疑」までが不動明王の利益を説いた箇所、最後に「施主分」(五八四上)と題して、聖靈の仙雲法印の生前の徳性並びに施主たる「信心ノ大法主」の徳性を賛嘆する。このように、表白文↓積義↓施主分の順で進行するのは、当時の法要の一般的なものとして了解される。

第四篇の「小林」が何を指すかは、未詳である。その内容は、まず、冒頭「表白」と題して以下に表白文が置かれる。次に、改行して「被造立供養」給^リ薬師^ニ」(五八七上)以下に、薬師・観音・地藏の各像と法華三部経・般若心経・阿弥陀経の各経の功德が順次丁寧に説かれる。そして、最後に「施主分」(五九二下)が置かれ、施主(三井寺僧)の徳性を賛嘆する。これも、第三篇と同様に法会の基本型を完備した篇と理解されるものである。

第五篇は、十九歳で夭折した熊野殿の中陰(四十九日)の追善供養の際のもので、一品経、釈迦三尊の積義と施主分(六〇二上)から成る。

第六篇は、建永二年八月下旬に、南岸堂(極楽教主阿弥陀如来、宝座に四大天王を扶持)の堂建立、開眼法要を催した際の、表白文

(六〇五下)、阿弥陀如来像以下の積義(六〇六下)、堂建立の僧の徳を称賛する施主分(六〇九上)から構成される。

第七篇は、施主分のみから成り、天台僧たる夫に先立たれた妻が尼となり、夫の一周忌の供養を行なった際の文である。

第八篇は、俄に頸を切られ不本意な死を遂げた公文丈夫の一周忌供養の際のもので、表白文(六一四下)と施主分(六一五下)より成る。公文丈夫には妻(後家)も子息もいて、池房の師匠より、「シナノム塔供養」の導師に推されていた人物である。

第九篇は、僧と尼を施主とする地藏像の造立開眼の法要の際のもので、表白文と地藏の功德を解説した積義の文章より成る。この積義の中途より欠いていて、以降尾欠となる。

以上の如く、本書について、〈表白文↓積義↓施主分〉といった法会の基本型に照らして見た場合、完備しているものとそうでないものとが混在していることに気付く。そして、完備しているものについては、この順で配列されていて、不備のものも、順序が逆になることはない。

たとえば、山口光円氏蔵『草案集』の場合、同じ表白集でも、前半に表白文ばかりを収録し、後半に積義・施主段を纏めている類纂形態であるが、これと比較すると、本書は、所謂雑纂の形態であり、しかも第三・第四・第六の三篇がこの三部構成を完備しているのに対して、第五・第八・第九はその一を欠いており、残り第一篇は表

白文のみ、第二・第七の兩篇は施主分のみより成る。

本書の構成について、どういふ順でこの九篇が配列されたかは未詳であるが、少なくとも第四篇の位置よりして年代順ではないことが判る。しかしながら、年紀のない残り五篇の表白文についてもこれら年紀を有する四篇の年代の互いに近いことから推すと恐らくはこれらもほほ鎌倉時代の初期に成つたと見て大過あるまいと思ふものである。

本書は、先の『解題』や小林芳規博士の御報告に従えば、仮名字本などから鎌倉時代初期（中期に近い）の書写と認められる。さすれば、本書の個々の表白文が鎌倉時代初期に製作され、かつ書写も鎌倉時代の初期ころとすると、本書編纂の時期もほほ書写時期と重なる鎌倉時代初期と推定するのが妥当であると思われる。

三、作者・編者

本書の作者・編者については、次のように二段階に考えるべきであらう。すなわち、

一、個々の表白文の作者

二、本書の形（これら九篇を収録）に編集した者

まず、一について、本書の記述内容からこれを推定する手筈が得られないかと探してみると、まず、第七篇に、

○施主分 夫妻別 夫法師也妻ハ滅後ニ尼成レリ（六一一下）
佛ハ弥陀 經ハ法花也 覺什

とあり、第八篇にも、

○一周忌表白 在施主分 公文丈夫俄切タル類也 其孝養云々（六一四下）
覺什

と、その標題下に当該の篇の作者名と思しき「覺什」なる人物の名が見える。

この兩篇の作者と考えられる人物（もしくは法会の導師をつとめた人物）について、先に本書の編纂時期と推定した鎌倉時代初期頃の諸記録に求めてみたところ、次のような記事に見出せることがわかつた。

(1)兵範記（引用は『増補史料大成』に拠る、以下同）

慈信々々（法印） 尊雲々々 覺什々々 以上西塔

（仁安四年へ一一六九）三月九日

(2)山槐記

聴衆 覺什 山、（治承三年へ一一七九）五月廿日

(3)吉記

二番末役、最勝講聴衆、寺 降延 五十、山 覺什 卅六

（治承五年へ一一八二）五月廿九日

(4)僧綱補任殘闕（引用は『大日本仏教全書』第六十四卷）

寿永三年 申辰 二會 山 覺什 卅九 天泉房 寿永二年

右に見える、「西塔」、「山」の記載より、この「覺什」なる僧が、天台宗延暦寺西塔の人であつたことが知られる。

又、彼の年齢のわかるものに注目すると、右の(3)吉記の記事から、

この表によると、記録類に見出される覚什は、院政最末期から鎌倉初期に活躍した人物であることが知られる。鎌倉時代に入って建仁元年には解説法師をつとめていたことがわかるので、この頃迄は、法会場で説教もし、導師をつとめていたと考えられる。しかし、承元二年の時点で、(一)彼は慈円にその学才を買われたが籠居の人であつたということで、当時導師としての活動をしていなかったと思われ、(二)六十四歳の高齡であつたこと、(三)この門葉記の記事以降、記録類に彼の名が管見では見出し得ないこと、の三点から覚什が実際に法会場で活躍していたのは、この承元二年以前であると思われる。以上の諸記録に見える「覚什」が、もし、諸事表白第七・第八篇に見える「覚什」と同一人物であるならば、年紀のないこの兩篇の表白の成立も承元二年以前の鎌倉初期頃であらうと考えられるのである。

今のところ、記録類に見える覚什と諸事表白の覚什とが同一人物であるという証拠は見出すことができないけれども、時代がよく適うということで暫く有力な候補に当ててみたいと思う。

では、この覚什は、天台宗延暦寺西塔の中でどのような位置にあつたのであろうか。俗慈弘氏は、次の如く説いていられる。

○建治元年(一二七五)辛酉の述作たる『彈偽褒真鈔』の中に、「天台法門も慈慧僧正よりこのかた、慧心檀那あひわかれたり。

慧心の流も横川にひとながれありける。(中略)西塔には石泉・東陽あひわかれておなじからず。これみな慧心のすゑなり」といふて居るので、同じく慧心一派に、いはゆる石泉房流なるものゝ存在したことが知られる。而して『顯宗家々應公詩門流』によれば、この流儀は、即ち石泉房法橋覚什より初まることがわかる。

石泉房流

覚超——勝範——長豪——忠尋——順耀——永心——覺什——

性舜——朝晴——祐性——承源——忠性

(『日本佛教の開展とその基調(下)——中古日本天台の研究』、二、慧檀兩流の發生及び發達に關する研究、昭28・三省堂)

これによつて覚什は、慧心流西塔の二派の一つ石泉房流の祖師と見做されていたことがわかる。但し、新出資料の東寺觀智院藏天台血脉(号)によれば、

第三座主

○慈覺大師——長意——増全——

覺大師入、
法橋贈僧正

第十三座主

——尊意——圓賀——

法眼山僧大僧、
不覺少僧都、
法務贈僧正

西塔石泉法橋

——慶丹——覺空——皇慶——長宴——經遲——

許可

明雲

法印權僧正正大法務

政春——覺什

石泉僧都

の如く、「石泉」の称は七代さかのぼった覚空にも用いられていたことが知られる。

この血脉に見える人物を先掲の諸事表白や古記録に見た覚什に同定し得るかという点については、再度、この天台血脉に注目すると、覚什の二代前に相実なる人物がおり、その弟子に後白河院政期に活躍した明雲座主がいることも同じく確認され、時代的にもほぼ適うので、ひとまず同一の人物と見て差し支えないと思われる。

叙上の検討から、諸事表白の第七・第八兩篇の成立には、天台宗慧心流西塔石泉房流の僧覚什が深く関わっていたであろうと推測される。^(注)

さて、それでは、この二篇以外の表白の作者は、又、編纂者はどういう人物であったかという問題が次に生じてくると思われる。

他の七篇の表白には、その成立に関わったと考えられる具体的な人物名は見出し得ないのであるが、本資料の記述内容に、供養される亡者の生前の名前・身分や施主の身分を記した箇所が指摘できる。以下に、それを列挙する。

○第三篇

(1) 爰先師聖靈粟ニ圓頓ノ智水ヲ於玉泉之流ニ。(中略) 博(と)陸(と)之胤子。一寺之貫長。初ニハ賜ハテ禪定法王ノ歸依ヲ。烈ナレリ五縁具足之禪房ニ。後ニハ依テ太(平善)上(平善)仙(正)院(正)深思ニ昇ル諸僧崇班(正)之上階(正)ニ。誠ニ是レ天台密宗之道ヲ未タ墮テ地(正)ニ。(五八一下)

(2) 信心ノ大法主ハ本ハ是レ山門之流レ法水久ク酌ミ今ハ又入テ先師之室ニ法燈(去)更ニ挑止觀遮那ノ兩宗自リ幼年ニ馴レ耳ニ天台ノ宗義又盡ス願ヲ。(五八五下)

○第四篇

(3) 大法主ハ昔ハ汲三井之流ヲ。大少學道久ク勤メ備ハテ惣別ノ交衆ニ廣學ノ大業速ニ遂ケ(五九四下)

○第七篇

(4) (聖靈) 昇テ圓頓ノ戒壇ニ(中略) 所ハ學ヒシ天台圓宗之教一句ヲ染ツレハ神ニ彌切ク不朽ニ之法也(六一一下)

(5) 何況キ入テ慈覺大師ノ御跡ニ修シ常行三昧之法ヲ御シキ(六一一下) 第三篇は、その標題に示されている如く、建永二年(一一〇七)

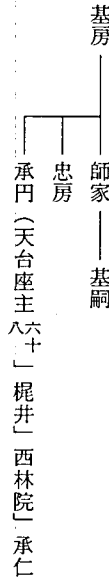
に亡くなった「仙雲法印」なる人物の追善供養の際の表白であるが、(1)の「圓頓」、「天台密宗」といった語句が端的に示すように彼の生前の身分は天台宗の僧侶であったことが語られている。そして、(2)では、その追善供養の法会の主宰者も山門の流れを汲んでいるこ

とが述べられている。

この「仙雲法印」は、この篇の後半部に置かれる施主分でも、「六十餘年之星霜」(五八四上)、「或博陸賢息。三千官長。」とあって、六十歳を過ぎてまもなく亡くなり、関白の息男であったということも語られる。

更に、この人物は、尊卑分脉、天台血脉、明月記、天台座主記にも次のように見える。

(6) 尊卑分脉



(7) 天台血脉 (先掲、第二七紙)

相實 ── 慶勝 ── 仙雲 ── 承円 (天台座主 松殿御
 子 / 僧正 法務) ── 尊快

(8) 明月記 (国書刊行会本)

御前僧十三口、加護摩師定也、勝賢^{護摩}、澄憲、良縁、雅縁、実全、弁曉、公胤、禅聖^{護摩}、行舜、寛舜^{護摩}、仙雲、祐範、聖寛、午時許御共參大炊殿退出、(建久三年へ一九二)三月十六日)

(9) 天台座主記 (群書類従・第四輯)

① 建仁三年 (一一〇一)

別當法印権大僧都承円以前権少僧都仙雲叙法印。

② 第六十八法印権大僧都承円^{円融}。治山七年。松殿禅定殿下息。母前太政大臣忠雅公女。承仁入室。仙雲法印灌頂。元久二年乙丑十二月十三日宣命。^{六十}建曆二年壬申正月十五日辞。^{三十}

③ 元久三年 (一一〇四)

十一月十三日参前唐院被開一箱^{内陳役仙雲法印}

加えて、『鎌倉遺文』三(一四九〇号「源空告文案」)・四(二〇

八五号「平親範置文」)に見える「仙雲」も時代的には適うことを付言しておく。

右の「仙雲法印」以外にも、第四篇(3)では、大法主が三井(寺門)の流れを汲んでいたことが記され、第七篇で供養される聖靈も(4)。(5)に示した如く、慈覚大師系(山門)の僧であることが語られている。

以上のことから、第三・第四・第七各篇の表白に関わる人物がいずれも天台宗の僧であることが知られるのである。

次に、この七篇の中で教義等を説いている箇所注目してみる。

○第三篇

(1) 廣座^{不ト可顯説之ヲ云ヘトモ}任テ例ニ如ク形ノ可シ奉ル尺三身ノ御功德

一。但ッ眞言宗ノ意テハ四身ト申候歟(五八二上)

○第四篇

(2)三聚淨戒ト者天台ノ戒品也(五八九下)

○第五篇

(3)他宗ノ人師モ彌陀阿闍等ハ皆尺迦ノ分身也。如シト惣持ノ教ノ中ノ三十七尊ノ尺セリ。サレハ眞言教ノ兩界ニハ大日ハ本佛四方四維ノ佛菩薩ハ大日化作此ノ外ニ別ノ佛菩薩ヤハ可キ候。其ヲ以テ天台宗ノ意ヲ思ヘハ(五九九上)

○第六篇

(4)況ヤ早ク入テ圓頓之戒場ニ十重戸羅之珠ヲ敲リ身ニ久ク守大師之聖跡ヲ(六〇五下)

(5)(大法主)四教三觀ニ雖トモ不ト瑩カ玉ヲ有職之御名敲リ身ヲ(六〇九上)

○第七篇

(6)應ヘキ幅請メ者一乘圓宗之禪徒何ノ真病一乘ノ極聖ヲ(六一〇下)

(7)經ハ又一乘圓宗之所依往日所ノ學メシ之本經也(六一一下)

右の、第三篇(1)では、自宗の説を提示し、「但ッ」として「眞言宗」では、「四身ト申候歟」と他宗、すなわち眞言宗の説を推量表現で示している。第五篇(3)でも、他宗の教義を提示しておいて、次に天台宗ではどのようなかを述べている。又、第四篇(2)には「三聚淨戒」、第六篇(5)には「四教三觀」といった天台宗関係の用

語が散在し、更に、第六篇(4)・(6)、第七篇(7)にも「信心大法主」を紹介する下りで「圓頓」・「一乘圓宗」という天台宗を表す語が指摘できる。

以上のことから、第三・第四・第五・第六・第七篇を通じて天台宗の教義が尊重されて語られていることが知られよう。

ところで、先にも述べたように、諸事表白には、印度・中国・日本の諸説話が例話として取入れられているが、本資料の場合、その説話は実際に法会に利用されたものとしての性格を有する故に、叙述の多寡・精粗の点であり様がさまざまである。これらの詳細な検討結果については、別稿を用意しているが、今、おおまかに本資料の説話を数えれば次に示すように二十話の説話が認められる。

(表III) 『諸事表白』 所収説話一覧

篇番号	標題(仮題)	所在	源泉・類話・関連記事等
①	唐の併州岸禪師、往生の事	五七八下	◎宋高僧伝巻第十八、往生西方浄土瑞応伝第十四、往生集巻第一、浄土往生伝巻中
②	小野眞、閻魔庁第三の冥衆として勇の右大臣藤原三守を蘇生させた事	五七九下	◎三國伝記巻第四・十八、今昔物語集巻二十・四十五、水言鈔(江談抄第三)、和漢朗詠抄注、帝王編年記巻十三、篁山竹林寺縁起、下学集

◎印は、『諸事表白』と記事内容が最も多く一致するもの

五		四					三			
⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③
蓮華眼如来、除蓋障菩薩に語った事	過去の諸仏、釈尊の説法の態度を賛嘆した事	白居易、康翁に語った事	師子国王、摩尼宝を受け取らなかつた事（大莊嚴論）	唐の顯徳寺の僧、道真の事	唐の善寂寺、放光菩薩の事	伝教大師、根本中堂止観院の本尊を薬師如来とする事	比丘、震旦にて戒品を弘めたこと（尚縁師伝）	釈迦如来、大聖文殊に薬師如来の十二大願を教えた	阿難悲嘆の事	不動尊、智證大師の為に三度出現した事
六〇〇上	五九七上	五九四上	五九三下	五九二下	五九二下	五八九下	五八八下	五八八上	五八五上	五八三下
仏説除蓋障菩薩所問経巻第一	漢朗詠集下・仏事 妙法蓮華経、摩訶止観第一、和漢朗詠集下・仏事	◎和漢朗詠集下、白氏文集巻第二十八、江談抄第四	大莊嚴論経巻第一	未詳	三宝感応要略録巻下第三十	叡山大師伝、伝教大師行業記、伝教大師行状、三宝絵下、本朝法華験記上、捨遣往生伝巻上、今昔物語集巻十一・十、日本高僧伝要文抄第二	三宝感応要略録巻上第二十五	薬師瑠璃光如来本願功德経	未詳	天台宗延暦寺毘主円珍伝、今昔物語集巻十一・十二、宝物集（慈明寺本、九冊本）、日本高僧伝要文抄第二、元亨釈書巻第三

七		六			五	
⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧
楊貴妃、姉の公主の笛を無断で吹き勅を蒙るも、髪を切つて許される事	金地国の后、国王茶毘の火に身を投じて後を追う事	迦羅越長者の事	瞿婆羅龍王の事	有迦長者の娘須摩提女の事	伎祇園の悪鬼、毘沙々の事	慈覺大師、安樂行品を伝えたる事
六一三上	六一二下	六一〇上	六〇八上	六〇七下	六〇二下	六〇二下
◎唐物語第十八、楊太真外伝（唐・桑史）	大智度論巻第十一、法苑珠林巻第五十二、経律異相巻第十四、灌憲作文集第三十七	経律異相巻第三十六	大唐西域記巻第三、今昔物語集巻第三・八	第十二 仏説須摩提菩薩経、経律異相巻第十四	増耆阿含経巻第十四、経律異相巻第四十六	慈覺大師伝、日本高僧伝要文抄第二

説話の認定は、実際には、なかなか困難である場合が多いけれども、主に「過去の人間とその行為が叙事的に語られているもの」ということを一つの基準にして説話の認定を試みた。従つて、たとえば、説法に利用したと考えられるもので、蜜蜂の生態について述べた譬話（五九三下）が、一つ存するけれども、過去の事跡が語られているわけではないので説話とは認めなかつた。

さて、この二十の説話のうち、日本を舞台としたものは、②・③・

⑦・⑭であり、その中で僧侶の登場する説話は、③智證大師円珍、⑦伝教大師最澄、⑭慈覺大師円仁の三つであつて、天台宗の僧侶に集中しており、これによつても、第三・第四・第五篇に天台宗色の濃厚なことが窺われる。更に、この他、説話とは認め難いもの、第三篇には、相心和尚(五八三下)や五大院和尚(五八五下)といつた天台僧の名が見出せるのである。

以上、縷々述べて来たことを、ここで整理してみると、先ず、第七・第八兩篇の成立には、天台宗慧心流西塔石泉房流の僧覚什が深く係つてゐると思はれること、次に、前二篇以外の第三・第四・第五・第六篇の表白においてもそこに語られる人物や教義はことごとく天台宗に関するものであつて、その傾向は説話中の人物の偏りにも窺はれること、の二点にならうかと思ふ。

第一・第二・第九篇には天台宗に關係した記述は積極的には見出されないものの、第三篇から第八篇に至る六篇の表白には、共通して天台宗の色彩が非常に濃く表れていて、そのことと現在東国に於ける天台宗の名刹輪王寺に本資料が伝来してゐる事実を考え合わせると、諸事表白の編者の範圍は、天台宗の教団に限定することが自然のよりに思はれるのである。

四、成立の背景

ところで、院政末期から鎌倉初期にかけての天台宗の表白と言へ

ば、直ちに想起されるのが、安居院流唱導の活躍である。その祖澄憲法印は藤原通憲(入道信西)の子、明雲座主の弟子で、『元亨釈書』にも、

○治承養和之間。澄憲法印挾_レ給事之家學。據_レ智者之宗綱。台芒_ニ射_レ儒林_ニ而花鮮_{カニ}。性具出_レ舌端_ニ而泉_ニ湧_ル。一昇_ニ高坐_ニ四衆清_レ耳。晚年不_レ慎_レ戒法。屢生_ニ數子_ニ。長嗣聖覺克_ニ家業_ニ課_ニ唱演_ニ。(中略)寛元之間。有_ニ定圓_{ト云}者。園城之徒也。善_ニ唱_ニ說_ニ。又立_ニ一家_ニ。猶如_ニ憲_カ苗種_ニ。方今天下言_ニ唱演_ニ者。皆効_ニ一家_ニ。

(卷第二十九・音藝志七、新訂増補國史大系による)

とある如く、当世第一の説法の名手とうたわれた。この澄憲に始まる唱導の独特な展開は、その真弟聖覺によつて大成され、鎌倉中期の寛元年間に起こつてくる定円を中心とする三井寺学派と相並んで、二大唱導流派を形成し、他の門流に対して、一つの規範として權威をもつて伝はることになるのである。(注1)

この澄憲・聖覺親子について語る記事は、枚挙にいとまないが、今、ここで、先に述べた諸事表白の第七・第八篇の表白に見られた覚什と、澄憲もしくは聖覺が同時に現れる『法勝寺御八講問答記』(平岡定海『東大寺宗性上人の研究』並史料上、昭33・日本學術振興會)の記事を、次に列挙してみる。

○『法勝寺御八講問答記』

(1) 元暦二年法勝寺御八講

講師澄憲法印(初日朝座) 大法師覺什(第四日朝座)

(2) 文治二年七月三日恒例法勝寺御八講

講師法印澄憲(初日朝座) 大法師覺什(第四日夕座)

(3) 文治四年法勝寺御八講七月三日被始修之

講師觀律師覺什(第三日朝座) 聽衆聖覺新延(第三日夕座)

(4) 建久元年七月三日恒例第八講

阿彌陀堂新造始修之

講師覺什權少僧都 聽衆聖覺

(5) 建久二年恒例法勝寺御八講

講師法印前權大僧都澄憲(初日朝座) 權少僧都覺什(初日夕座)

これらの記事によって、老境に入った澄憲が説教の巨匠として不朽の名声を獲得し、(5)法印前權大僧都として庄しも庄されぬ地位に昇りつめていた一方、その子聖覚も(3)論義の座に列して、いよいよ説教師としての活動を開始しようとしていた頃、つまり、安居院流唱導の第一人者が、基礎を築いた澄憲から、その地位を不動のものにした聖覚へと交替する、丁度その過渡期に覺什も彼なりに講師としての活動を行なっていたことが知られる。

『玉葉』には、澄憲の説法の卓抜さを物語る記事が頻出するが、

その中で、次に挙げる、建久二年閏十二月の一連の記事は、今述べたことを端的に示してくれている。

○玉葉 卷第六十二(国書刊行会本による)

十二日、辰午刻參院、(中略) 又女房二品出来、謁之、問御有

様、御不食之上、御痢病相加之、大略慙少之寐令

存歟、講了、今日覺什説法也、異様、異様、(以下略)

十六日、申、庚「天」晴、法皇聊六借御云々、午刻參院、(中略) 今

日導師聖覺、今日始聴之、其骨得天然、足感歎

(以下略)

十七日、辛雪降風烈、(中略) 今日五七日也、導師澄憲法印、被

供養木像千手觀音、并廿八部衆形象也、中尊一尺六寸、敷毎、七日御

佛、皆説法珍重、不能左右退下了、(以下略)

十六日、九条兼実は、ひいきの説教師澄憲の実子聖覚の説法を初

めて耳にし、その天才を買い、感嘆に値すると賛め、十七日には、

当の澄憲の説法を「珍重」と賛嘆している一方、十二日の覺什のそ

れを「異様、異様」と評していることから、正統派安居院の説法

に比べて、覺什は異端的存在として、その旁らで目立たず活動して

いたらしいことが想像される。

井上光貞氏は、その著『日本浄土教成立史の研究』(昭31・山川

出版社)の中で、門葉記二の承元二年吉水大懺法院條々記請事の、

○右、末代近右用僧徒有四種、一者顯宗、二者密宗、三者驗者、

四者説經師也、顯者已成業、密者已灌頂也、驗者屬密、說法屬顯、

の記事を示され(二八七頁)、天台教団に於ける新しいタイプの説法が単に澄憲・聖覚父子の専売ではなかったらしいことを説いていられるが、諸事表白の覚什も、あるいは、この新タイプの説教師の一人だったのかも知れない。

以上の如く、日光輪王寺藏諸事表白の成立には、その弁才が一世に高鳴りして富樓那尊者の再来を思わせた澄憲とその優れた血統を継承した聖覚父子の目覚ましい活躍に代表される天台教団に於ける新しいタイプの説法の興隆という歴史的事実が、その背景として存在したのであることは、想像に難くないと思われるのである。

五、結びに代えて

以上、本資料の成立に係る諸問題について検討を行なってきた。

明らかにし得たことはわずかであるが、ここでまとめてみると、

- (一) 成立時期は鎌倉初期頃であろうこと
- (二) 個々の篇の作者並びに編者は天台宗の僧侶であろうこと
- (三) 成立の歴史的背景として、天台教団に於ける安居院流学派に代表される新しい説法の展開という事実があったであろうこと

の三点にならうかと思う。

これで本稿の大意は尽きたのであるが、最後に、本資料の筆録者が東国人ではないかと説かれる小林芳規博士の御説について、本資料の記述内容の面からその可能性を検討して結びに代えたいと思う。

はじめに述べた如く、小林博士は、本資料に認められるいくつかの東国語に係る言語事象を帰納された上で、筆録者が東国人であった可能性を説いていられるが、成立時期と書写時期の非常に接近し合っている本資料の場合、法会という限定された場で専ら用いられる表白という本資料の性格を合わせ考えると、編者と書写者が、たとえ同一人物でないとしても、それほど隔たった関係ではないだろうと想像される。

そこで、今、本資料の記述内容に再度注目してみると、次の如き記事が拾われた。

○第四篇

(1) 大法主ハ昔ハ波^{ハシ}三井之流ヲ大少學道久ク勤メ備^{ハテ}惣別ノ交衆ニ廣學ノ大業速ニ遂^ツテ後ニ遷^ツテ關東ノ花境ニ昇^リ三部之職位。(五九四下)

○第六篇

(2) 將軍ハ副^シ千秋之色ヲ東境ニハ磨風不鳴^ク枝ヲ四海ニハ白浪無^ク揚^ル

* 音^フ六〇六上

(3) (大法主ハ) 今又御^{イテ}東關有道之境ニ繼^キ師匠ノ蹤跡^ヲ六〇九下)

(4) 征夷使將軍御願圓滿^ヲ六二一上)

第四篇(1)と第六篇(3)には、「大法主」が関東へ赴いた、或いは赴こうとしていることを記しており、第六篇(2)・(4)には、鎌倉將軍のことを記している。いずれも、結局、表白作者の生立ちには関係なく、ましてや、編者や書写者が東国語を交える人であったこととの証とはならない。

しかし、この諸事表白を、例えば、ほぼ同時期の書写である『高山寺本表白集』^(註5)などのような文献と比べてみると、その中で語られる地理的空間のはるかに広いことに気づかされるのであって、『高山寺本表白集』には認め難い、東よりの記事がこのように散見することは注目に値すると思われるのである。

また、さらに、先に考証した天台僧覚什についての『僧綱補任殘關』(前掲(4))の記事の中に、「越中」という注記のあることも注意しておいてよいことのように思われる。

結局のところ、筆録者が東国人であることの確証は、本資料の記述内容からは得られなかったのであるが、その可能性を窺うに足る記事は指摘し得たかと思うものである。

今後は、第五篇に見える、十九歳の若さで逝去した「熊野殿」なる人物、第六篇の「南岸堂」の所在等、今回の調査ではその素姓を明らかにし得なかつたところに目を向けて、より具体的な成立事情の解明に努めてゆきたいと考えている。

注

(1) 小林芳規「日本語の歴史」^{中世}、『国文学解釈と鑑賞』昭44・12)

同「東国所在の院政鎌倉時代二元文献の用語」(『方言研究の問題点——平山輝男博士還暦記念会——)昭45・明治書院)

同「中世片仮名文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要』特輯号三、昭46・3)

(2) 信承法印撰『法則集』(永井義憲・清水有聖「安居院唱導集」上巻)に、

施主段略、仏経如此、不云云。仏経、中得益旨、講釈也。或亡者、事、悉、釈。施主、祈禱、聊上、作善、願。爰、略事有之。

とある「施主段」に相当すると見られるもので、「施主分」の語は、『沙石集』巻第八(二三)「齒取ラル事」に見え、実例としては、本書の他に、実藏坊真如蔵本言泉集及び大谷大学蔵本言泉集を挙げることができる。

(3) 山本真吾「鎌倉時代に於ける表白付説教書の文章構成と文体」(『国文学』一三二・一三三、平4・3)

(4) 注(3)文献。

(5) 注(1)「中世片仮名文の国語史的研究」第一章一、1中世における仮名字体の変遷二六頁

(6) 後述するように、覚什は石泉房流の人であったことが知られるので、この「天泉房」は「石泉房」の誤りかと思われる。

(7) 二九〇箱一號。小林芳規先生の御好意により、写真を、松本光隆氏より、翻刻文を借覽させて頂いたものに基く。

(8) 尚、この覚什には、『往生要集見聞』(『昭和天台書籍目録』上巻による、筆者未見)や、『聖徳太子伝記』(『国書総目録』による、昭60・8・29、国立国会図書館特別室Aにて筆者実見)といった著作が知られる。

(9) 山本真吾「日光輪王寺蔵諸事表白の説話について」(『鎌倉時代語研究』

20、予定)

(10) 竹村信治・岸伸子「中山法華經 三教指帰注所収説話の諸相」(築島裕・

小林芳規編『中山法華經寺蔵本三教指帰注総索引及び研究』昭55・武蔵野書院)に基づく認定である。

(11) 関山和夫『説教の歴史的研究』(昭50・法蔵館) 中世の説教などに詳しい。

(12) 築島裕「高山寺本表白集の研究」(高山寺資料叢書第二冊『高山寺本古往来表白集』所収、昭52・東京大学出版会)

〈附記〉

本稿は、昭和六十年度広島大学国語国文学会春季研究集会での口頭発表を基に纏めたものである。席上、増田欣氏より貴重な御教示を賜った。又、小林芳規先生には終始御指導賜り、松本光隆氏には資料をお貸し頂く等、大変お世話になった。ここに並び記してお礼申し上げる次第である。

——やまもと・しんご、三重大学助教授——